

〈協議事項〉

①意見書・決議（素案）について（政調会長）

白土幸：意見書決議案について、先の政調会で10本取り扱うということで皆様からご承認をいただきました。なお、文言の整理等がございましたら、私ども政調会に一任をさせていただきたいと思っております。

②埼玉県虐待禁止条例の一部を改正する条例（案）について（政調会長）

白土幸：先のPT、政調会で取りまとめたものを、小久保事務局長からご報告させていただきます。

小久保：埼玉県虐待禁止条例の一部改正修正案ということで、従前の附則にある、県の施策としての義務として規定しているところにおける検討という文言を削除させていただき、我々の強いメッセージとして本則の方に入れさせていただきたいと思っております。

つきましては、第六条の二の新しく3番項を設けさせていただき、タイトルの方では（児童の放置の禁止等）ということで規定をさせていただくものです。どうか団員の皆様方にはご賛同賜りますようお願い申し上げます。

諸井真：六条の部分なんですけれども、この条文ですとで、地元で、シングルマザーの方から質問いただいたんですけども、学童とか、待機児童もいて、なかなか100パーセント入れないっていう中で、フルタイムで働いていて、子供が先に家に帰って1人になってしまうとか、そういう状況の時は、これは虐待に、この条文だと当たるんでしょうかね。そこはどうなのでしょう。

団 長：申し訳ないですけど、その件につきましては、前の団会議で通ってますので、一応質問は受けまされども、通過してるってことは、今、訂正をしたものについて、小久保事務局長からご報告がありました。その件について皆さんにご意見を聞いてますけれども、それはその前の段階のご質問になりますので、それは団会議を通過しているので、一応、ご意見として小久保さんにお答えいただきますけれども、ご了承いただきたいと思います。

小久保：ご質問ありがとうございます。

我々が考える児童の放置というのは、短時間であれ長時間であれ、まさに火災や熱中症あるいは誘拐といった危険性があり、我々は、この児童の放置自体が、児童の生命、身体、そして精神を危険な状況に置くと考えております。ですから、この放置自体を全般的に禁止したいというものでございます。

この条文にもございます通り、場所、放置ということでございます。放置の方法等もあるかと思うんですけども、お答え申し上げますならば、全ての場所がこの対象に挙げられます。

例外はない、放置が禁止されない場所はないという風に思っておりますし、様々な児童の安全確保を行えないということであれば、それは放置に該当すると考えております。以上でございます。

諸井真：通ったということの話なんですけれども、ま、それはそれで良としますけれども、ただ、これを虐待としてしまった時、それを見た人が通報するとか、そういうことになっていくと思えますけれども。その場合に、埼玉県で働く女性が、例えばシングルマザーとかですけれども、働けないとかです、そういうようなことにならないんですかね。私が懸念するのは、それが、ネットとかを通じて、色んな問題に発展しないかなっていうところを危惧しますけれども、そこらへんは大丈夫

でしょうか。

小久保：ご質問にお答えさせていただきます。諸井先生がおっしゃったことは、おそらく県の施策ということに位置づけられると思っております。今回新たに皆様方をお願い申し上げました、六項の2のところの3でございます。県の施策としての義務であるところの待機児童解消のための政策を含みます。そのほか、放置の防止に資する施策全てのものが対象してきますけれども、この県の施策としての実施を通じて、私は、この実効性は担保される、先生がおっしゃるところについては担保されると確信をいたしております。

団 長：よろしいでしょうか。他にご質問ございますか。ないようですので、明日の提案、説明等々で、小久保さんには頑張っていていただいて、皆様方のご協力をお願いいたしたいと思います。

③その他

ナシ